

令和3年8月27日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

分散登校等における放課後等デイサービス事業所の報酬の取り扱いについて（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を実施いただいているかと思いますが、見出しの件については以下のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 分散登校中の学校休業日単価の適用について

新型コロナウイルス感染の状況により、学校によって臨時休業や分散登校になる場合があります。そのため、令和2年6月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」に基づき、学校が通常通りの登校に戻るまでの間については、学校休業日単価の適用が可能です。

また、登校の形態が児童によって異なるため、休業中の児童や分散登校の児童と、通常の授業終了後に利用する児童が混在する場合にも、学校休業日単価の適用が可能です。

なお、上記のいずれにおいても学校休業日単価を適用する場合は、利用者負担額にも影響することから、児童の保護者等には事前に説明し、理解をいただくよう配慮してください。

2 その他

国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる可能性があります。

問い合わせ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係
電 話 0566-71-2259（直通）
F A X 0566-74-6789
E メール shofuku@city.anjo.lg.jp